

6月1日から法改正

児童手当が義務教育就学前まで支給

福祉課

◆児童手当を受給できる人

○義務教育就学前児童（平成6年4月2日以降に生まれた児童）を養育している人で、前年分の所得が一定額未満の人。

◆児童手当を受給するには

児童手当は申請がないと支給されません。申請書の他に必要に応じて添付書類を提出していただきます。

○新規に申請する方

平成12年9月29日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。（9月以前に支給要件に当てはまっていた月分）。

○平成12年5月31日現在児童手当を受けている方

「現況届」を平成12年6月30日までに提出してください。義務教育就学前のお子さんのいる場合は「額改定請求書」も提出してください。

★平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

◆児童手当額

第1子及び第2子 月額 5,000円
第3子以降1人につき 月額 10,000円

◆問い合わせ

社会福祉係 ☎231157

ウォーターチャレンジ 海の運動会

参加者募集

商工観光課

□とき 7月20日(祝) 午前9時

30分～午後2時(雨天中止)

□ところ さわやか海岸(仙崎)

□対象 小学生と大人

小学生4人+大人1人(チーム責任者)で申込みのこと。

□内容 ビーチフラッグや宝さがしなど

□参加費 無料

□持参品 濡れてもよい服(水

☎22266

◆申し込み・問い合わせ

観光係 ☎231137
長門青年会議所事務局

ふれあいスポーツ大会

ビーチボールバレー

体育課

◆とき 6月25日(日)午前9時

◆ところ

ながと総合体育館

◆資格 市民または市内に勤務する人

◆チーム編成 1チーム4人制とし、年齢制限なし。(男女別とする)

◆申込期限 6月20日(火)

なお、1日保険加入の場合は保険料(50円×人数)を添え申し込みこと。

◆申し込み・問い合わせ

体育係 ☎26005
または各公民館

浸水情報マップを

お見せします

下水道課

市では、浸水情報マップを作成しました。

左記により閲覧します。

◆とき 6月1日(木)～(期限なし)

◆ところ 市役所勤務時間中

◆とことろ (閲覧)

東深川終末処理場内(田屋区)下水道課

◆問い合わせ

事業部下水道課 ☎231191

シリーズ 介護保険 ⑬

福祉用具について



問 介護保険における福祉用具の購入について教えてください。

答 直接、肌にくらべて使用する入浴用、排泄用の「特定福祉用具」は、介護保険で購入することができます。

いったん費用の全額を支払っておき、後日、市から9割分(1割は利用者負担)の払い戻しを受ける仕組み(償還払い)です。

福祉用具の購入については、市福祉課や介護支援専門員と相談し、信頼できる業者から、購入代金等を十分確認して購入することが大切です。

また、領収書と商品のパンフレット等をもってお願いし、市に忘れずに請求しましょう。

購入できる福祉用具

①腰掛け便座



②特殊尿器



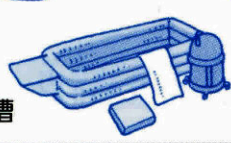
③入浴補助用具

入浴いす
浴槽内いす
入浴台等



⑤移動用リフトのつり具

④簡易浴槽



◆問い合わせ

福祉課介護保険係 ☎231158